

IFRS 対応方針協議会より IFRS 財団評議員会議長に宛てた書簡

ASBJ 専門研究員 きりはら わ か
桐原 和香

I. はじめに

IFRS 財団¹は、2021 年 11 月 3 日に、国連気候変動枠組条約² 第 26 回締約国会議 (COP26) において、IFRS 財団内に、サステナビリティに関する開示基準の開発を目的とする新しい審議会である「国際サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standards Board: ISSB)」を設置することを表明した。設置に先立ち、IFRS 財団の評議員会 (トラスティ)³は、ISSB を設置するために必要な資金等の支援に関して、2021 年 8 月 31 日までに、各国及び各組織が、ISSB の設置及び当初期間に必要な資金 (シード・キャピタル) の提供、人的及び技術的支援の提供並びに ISSB 本部の誘致の申し出等、何らかの関心を寄せることを歓迎する旨を 2021 年 7 月に公表していた。

我が国では、これまで、IFRS 対応方針協議

会において国際会計基準 (IFRS) に関する市場関係者間の議論及び意見集約等を行ってきた。サステナビリティ報告に関する IFRS 財団の動きに迅速に対応するため、本協議会は、サステナビリティ報告についても、本協議会での議論を踏まえ、適宜オールジャパンでの意見を発信してきた⁴。

2021 年 8 月 31 日、本協議会は、IFRS 財団評議員会議長に対して ISSB 設置への支持及び支援を表明する書簡を提出した⁵。

IFRS 対応方針協議会は 9 つの団体 (一般社団法人日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、株式会社日本取引所グループ/株式会社東京証券取引所、公益社団法人日本証券アナリスト協会、企業会計基準委員会、公益財団法人財務会計基準機構、金融庁、経済産業省、法務省) から構成されている。また、本書簡の提出にあたり、7 つの団体 (年金積立金管理運用独立行政法人、一般社団法人全国銀行協会、日本

1 IFRS 財団の概要については、<https://www.ifrs.org/about-us/>を参照のこと。

2 1992 年に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約 (United Nations Framework Convention on Climate Change)」(国連気候変動枠組条約)に基づき 1995 年よりほぼ毎年開催されている。

3 評議員会は IFRS 財団及び国際会計基準審議会 (IASB) のガバナンス及び監督の責任を負っている。また、評議員会は、公的説明責任のある市場当局の団体である IFRS 財団モニタリング・ボードに対して説明責任を負っている。

4 https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/ifrs_council/2020-1130.html、https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/ifrs_council/2021-0716.html 参照。

5 https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/ifrs_council/2021-0902.html

証券業協会、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人日本投資顧問業協会及び環境省）から、本書簡の趣旨への賛同が寄せられた。

本稿では、当該書簡の概要を紹介する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

Ⅱ. 本書簡の提出の経緯

IFRS 財団は、傘下の会計基準設定主体である国際会計基準審議会（IASB）を通じ、高品質で理解可能な、執行可能な国際的に認められる一般目的財務報告のための基準を開発する使命を担っている⁶。

2019 年 1 月より IFRS 財団の評議員会が当財団の戦略を検討する中で、財務諸表よりも広範な企業報告、特にサステナビリティ報告の進展が、当財団の将来の戦略に対する評価の主要な要素になり得ることから、2020 年 9 月に、サステナビリティ報告の領域において IFRS 財団が役割を果たすことのニーズ等に関する市中協議を実施した。寄せられたコメント・レターを踏まえ、IFRS 財団は、グローバルなサステナビリティ報告基準に対するニーズと、当該領域において IFRS 財団が役割を果たすことへの幅広い支持を確認したことを表明している。また、2021 年 4 月には、新審議会である ISSB の設置を可能にする IFRS 財団の定款修正案に関する市中協議を実施し、ISSB 設置に向けた準備を進めていた。

IFRS 財団は、準備を進めるにあたり、成功のための 7 要件の 1 つとして、独立の財源及び資金援助を得る能力を獲得することを掲げてい

た。2021 年 7 月 26 日に開催された評議員会の議事録では、資金につき以下が公表されている⁷。

- 評議員会は、提案されている ISSB の資金調達の進捗状況について議論し、(1)新審議会の設置及び初期段階での支援のためのシード・キャピタル、(2)中長期的にみた多様な資金調達という 2 つの要素に注目した。
- 評議員会のエルッキ・リーカネン議長は、カナダ政府及び 55 以上のカナダの公的・民間機関の連合体を代表して、カナダの副首相が議長宛てに書簡を送ってきたことについて報告を行った。この書簡は、提案されている ISSB への支持を表明するとともに、ISSB の運営の当初期間を全面的に支援するため、カナダの公的・私的機関の幅広い連合体からシード・キャピタル（「ウェルカム・ファン」）を提供するというものであった。
- 評議員会は、書簡に書かれていた支援を歓迎した。特に、IFRS 財団の基準設定業務の独立性を認め、グローバルな専門家を擁する組織の設置をカナダがどのように支援し、促進することができるかを説明している点に注目した。これらの点はいずれも、IFRS 財団のグローバルな活動範囲を広げるための資金提供や支援の申し出を、評議員会が一貫した方法で評価する際に適用する原則の中において、大きな特徴となっている。また、評議員会は、書簡が暫定的な施設と関連する運営支援を提供するという点にも注目した。
- 評議員会は、2021 年 8 月末までに、ISSB にシード・キャピタルを提供し、IFRS 財団のグローバルな活動範囲を拡大することへの関心の表明が他の国や組織からも寄せられることを歓迎する旨を確認した。

6 IFRS 財団定款第 2 条

7 <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2021/july/trustees/report-of-ifrs-foundation-trustees-26-july-2021.pdf>

なお、筆者が確認したところ、IFRS 財団へレターを提出したことを公表している国は、以下のとおりである。

	提出した主体等
カナダ	カナダ政府及び 55 以上のカナダの公的機関・民間企業の連合体
ドイツ	フランクフルト市 (ドイツ連邦財務省、連邦司法消費者保護省、ヘッセン州等)
スイス	連邦財務省 (ジュネーブ市と連名)
中国	中華人民共和国財政部

(注) 上記のほか、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (ICAEW) がレターを提出していることを公表している。

的である旨を述べている。

IFRS 財団に提出した書簡の全文は、以下に掲載している。

Ⅲ. 本書簡の概要

IFRS 対応方針協議会は、ISSB の設置に関する IFRS 財団の取組みに賛同するとともに、以下の 2 点から、ISSB に対する支援を表明する書簡を IFRS 財団評議員会議長に提出することとした。

- 日本は、IFRS 財団（その前身の IASC 財団を含む。）の発足当初から、その活動をさまざまな側面から支援してきており、ISSB に対しても、同様の資金拠出、人的及び技術的貢献を行うことが適切と考えられること。
- 2012 年に東京に設置された IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス（AO オフィス）を活用することにより、IFRS 財団の世界的なプレゼンス（global footprint）拡大に寄与し得るものと考えられること。

また、本書簡において、AO オフィスによるサステナビリティ基準開発への貢献は、カナダ政府及びカナダの公的・民間機関の連合体が提案している ISSB の本部の誘致の提案とも補完

IFRS 財団評議員会議長に宛てた書簡

2021 年 8 月 31 日
IFRS 対応方針協議会

E14 4HD

英国 ロンドン

カナリーワーフ

ウェストフェリーサーカス 7

コロンバスビル

IFRS 財団評議員会

エルッキ・リーカネン議長

IFRS 対応方針協議会は、国際会計基準（IFRS）に関連する日本の市場関係者の意見の集約を目的とした会議体であり、9つの団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、株式会社日本取引所グループ/株式会社東京証券取引所、公益社団法人日本証券アナリスト協会、企業会計基準委員会、公益財団法人財務会計基準機構（FASF）、金融庁、経済産業省、法務省）から構成される。この他、年金積立金管理運用独立行政法人、一般社団法人全国銀行協会、日本証券業協会、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人日本投資顧問業協会及び環境省も、本書簡の趣旨に賛同している（付録を参照されたい。）。

IFRS 財団への拠出

日本は IFRS 財団（その前身の IASC 財団を含む。）の発足当初から、その活動をさまざまな側面から貢献してきた。国際会計基準審議会（IASB）による会計基準の開発については、人的貢献及び技術的貢献を行っている。また、IFRS 財団に対してその発足当初から継続的に資金の拠出を行っている。2020 年において日本は、IFRS 財団への各国からの拠出額の合計額の 11.4%（約 2,061 千ポンド）を拠出している。

FASF が日本を代表して IFRS 財団に拠出を行っているが、その原資は、FASF が上場企業、会計事務所、利用者団体等の資本市場に参加する民間団体等から、幅広く集めた資金である。

我々は、IFRS 財団が提案するグローバルなサステナビリティ基準の策定に向けた新たな取り組みに賛同している。したがって、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によるサステナビリティ基準の開発についても、IASB の会計基準の開発と同様に、人的貢献及び技術的貢献を行いたいと考えている。また、これまでと同様に日本の資本市場に参加する民間団体等から幅広く資金を集め、ISSB の設立の資金及び設立後数年分の運営のための資金（シード・キャピタル）と ISSB の中長期的な運営のための資金の双方について、GDP 比に応じた一定

割合など、応分の負担に基づき継続的に拠出を行う意向を有している。日本からの資金拠出に関しては、政府（金融庁）も ISSB への支援に関連する予算要求を行っている。なお、我々はカナダ政府及びカナダの公的・民間機関の連合体が、シード・キャピタルを拠出することを表明したことを承知している。我々は、当該表明を歓迎するとともに、複数の国から拠出が行われることが望ましいと考え、上記の意向の表明を行っている。

アジア・オセアニア地域におけるサステナビリティ報告（IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスの活用）

IFRS 財団の評議員会は、同財団の世界的なプレゼンス（global footprint）を拡大する提案を歓迎するとしている。この点、IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス（AO オフィス）は、サステナビリティ基準の開発に関する IFRS 財団の世界的なプレゼンス拡大に寄与しようと考えている。

IFRS 財団は、2012 年に AO オフィスを東京に設置しており、これまで AO 地域における IFRS 基準の適用の支援や IASB の基準開発活動の支援などを行ってきた。今後、サステナビリティ報告における AO オフィスの役割は、ISSB の基準開発活動の支援、新基準の情報提供・広報活動、AO 地域における新基準の適用の支援、ISSB と AO 地域のステークホルダーとのエンゲージメント拡大など、非常に重要になると考えており、我々は、サステナビリティ基準に関する AO オフィスの活動の支援をしていく予定である。また、AO オフィスによるサステナビリティ基準開発への貢献は、カナダ政府及びカナダの公的・民間機関の連合体が提案している ISSB の本部の招致の提案とも補完的であると理解している。

さらに、気候関連財務情報開示（TCFD）への賛同を示す企業・機関数が世界で一番多いなど、我が国はサステナビリティ報告に積極的である。我が国に AO オフィスを置くことにより、ISSB が我が国における経験をより効率的に集約できるようになり、それを AO 地域のみならず世界に発信することにより、グローバルな議論をより豊かなものにできると考えている。

なお、FASB は IFRS 財団と締結した MoU に従い、上記の拠出とは別に、この AO オフィスの運営資金全額（年間約 358 千ポンド）を拠出している。この MoU による AO オフィスの設置期限は 2022 年 9 月とされているが、FASB は 2022 年 10 月以降も東京に AO オフィスが存続することを強く望んでおり、AO オフィスが IFRS 財団のオフィスとして IASB と ISSB の両方の活動を支援するとの理解のもと、2022 年 10 月以降も 5 年又は 10 年間にわたり、これまでと同額の運営資金を拠出することを決議している。IFRS 財団の評議員会には、東京における AO オフィスの存続及び AO 地域でのサステナビリティ報告の拠点としての利用について、前向きな検討をお願いしたい。

林田 英治

公益財団法人財務会計基準機構理事長（IFRS 対応方針協議会を代表して）

(付録)

IFRS 対応方針協議会の構成メンバー

一般社団法人日本経済団体連合会
日本公認会計士協会
株式会社日本取引所グループ／株式会社東京証券取引所
公益社団法人日本証券アナリスト協会
企業会計基準委員会
公益財団法人財務会計基準機構
金融庁
経済産業省
法務省

本書簡の趣旨に賛同している団体

年金積立金管理運用独立行政法人
一般社団法人全国銀行協会
日本証券業協会
一般社団法人生命保険協会
一般社団法人日本損害保険協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
環境省